



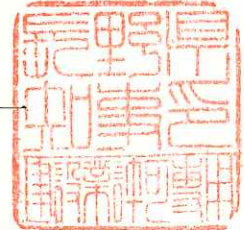
長野県指令 29 長建第 24-319 号
平成 29 年（2017 年）10 月 3 日

長野県須坂市大字相之島 250

（株）内田鐵工所

代表取締役 内田 秀一 様

長野県知事 阿部 守一



一般 建設業の許可について（通知）

平成 29 年 9 月 19 日付けで申請のあった一般建設業については、
建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号	長野県知事 許可（般 - 29）第 2849 号
許可の有効期限	平成 29 年 11 月 10 日から平成 34 年 11 月 9 日まで
建設業の種類	鋼構造物工事業

注）許可の更新申請を行う場合の書類提出期限； 平成 34 年 10 月 10 日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）